

大和町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 大和町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成18年度(供用開始後14年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用 (令和4年度法適用予定)
処理区域内人口密度	5.6人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	1区(宮床地区)		
処理場数	1処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無し		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

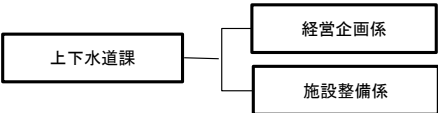
② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 10㎡まで1,000円 超過使用料 11㎡～20㎡まで 1㎡につき105円 21㎡～50㎡まで 1㎡につき110円 51㎡～200㎡まで 1㎡につき120円 201㎡～ 1㎡につき130円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同様です。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同様です。				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,214 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,470 円
	平成30年度	2,214 円		平成30年度	2,512 円
	令和元年度	2,255 円		令和元年度	2,509 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	令和元年度は、1名体制となっています。
事 業 運 営 組 織	 <pre> graph LR A[上下水道課] --- B[経営企画係] A --- C[施設整備係] </pre>

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	特に無し
	イ 指定管理者制度	特に無し
	ウ PPP・PFI	特に無し
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	特に無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	特に無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別添のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口は、今後徐々に減少して推移すると見込んでいます。

(2) 有収水量の予測

有収水量は、今後徐々に増加すると見込んでいます。

(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は今後有収水量に比例して、徐々に増収を見込んでいます。

(4) 施設の見通し

平成18年度から供用を開始し、まだ年数の経過が少ないことから、当面は管渠の更新は発生しない見込みです。

(5) 組織の見通し

現状維持を目指しますが、今後の事務量増加により、適正な人員の見直しを行っていきます。

3. 経営の基本方針

○経営の健全化

農業集落排水事業の収支においては、使用料収入と一般会計繰入金が主な財源となりますが、そのうち特に一般会計繰入金の占める割合が非常に大きい状況です。今後は、特に使用料収入について未収金の回収含め、財源の確保に努めてまいります。

○普及率の促進

公共下水道処理区域外の汚水処理については、農業排水処理の普及促進により、快適な居住環境の確保と地域の水環境の維持向上を図ってまいります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	当面更新予定がないため、維持費のみを最低限見込んでいます。
-----	-------------------------------

○投資の目標に関する事項
新規整備に係る建設改良費は計上していません。
○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
施設の維持管理費について見込んでおり、更新は予定しておりません。
処理場の修繕が今後かかってくるため、公共下水道に接続する予定です。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	一般会計繰入金収入の割合が大きいため、今後使用料収入の増収に努めてまいります。
-----	---

○財源の目標に関する事項
主な収入は使用料収入と一般会計繰入金等となっております。一般会計繰入金収入の割合が大きいため、今後も使用料収入の増収に努めてまいります。
○企業債に関する事項
建設改良費については、下水道事業債を発行可能額以内で計画しています。
○繰入金に関する事項
地方債償還金の財源として繰入を行っています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項
現在の職員数を変えずに、現状の職員給与費を基準に算定しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	今後令和7年度から公共下水道事業と管渠を統合する予定です。
投資の平準化に関する事項	計画的かつ効率的な施設の維持管理と更新を図ってまいります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特に無し

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	持続的な下水道事業経営には、適切な使用料の設定が必要であり、他の下水道事業(公共下水道事業、特定地域生活排水処理事業)も含め、使用料改定の必要性について検討してまいります。
資産活用による収入増加の取組について	特に有効活用できる資産を有していないため、計画には反映しておりません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	今後コスト削減の可能性について検討していく予定です。
職員給与費に関する事項	現在の下水道事業にかかわる職員1名の職員給与費を基準に算定しております。
動力費に関する事項	電力自由化に伴う経費削減について検討してまいります。
薬品費に関する事項	包括的民間委託等により削減可能か検討してまいります。
修繕費に関する事項	計画に基づく修繕を実施するべく財源の確保に努めてまいります。
委託費に関する事項	経費の削減、効率化に努めてまいります。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度進捗管理を行うとともに、5年毎に見直しを行い、PDCAサイクルを働かせるように行っております。
---------------------	--

経営比較分析表（令和元年度決算）

宮城県 大和町

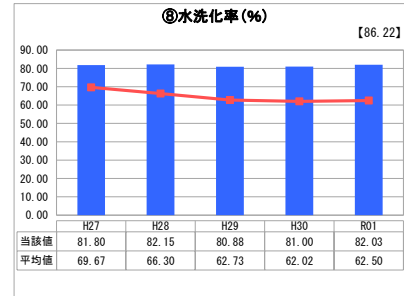
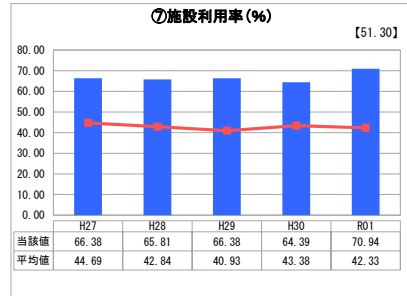
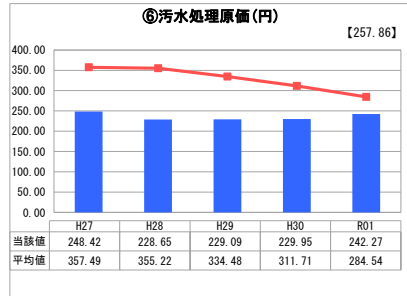
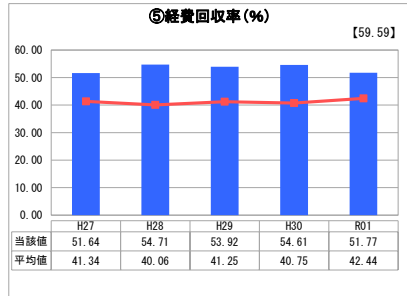
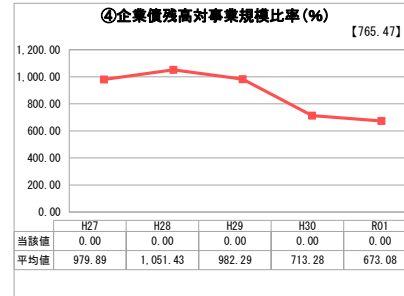
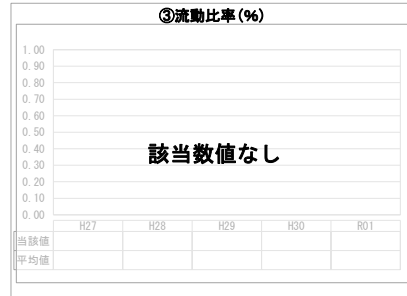
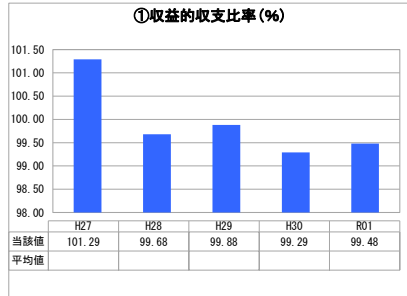
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	3.25	78.23	2,255

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
28,598	225.49	126.83
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
924	1.65	560.00

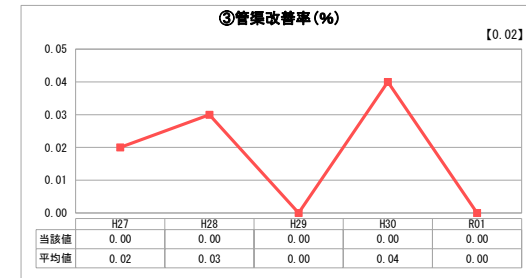
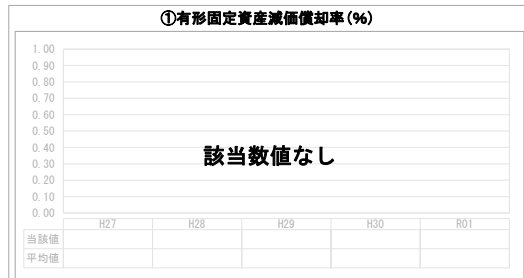
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率については、ほぼ100%で推移しており、平成30年度と比較して令和元年度は微増となっているが、使用料収入のほか一般会計繰入金等を財源としている状況である。

④企業債残高は、分流式下水道に要する経費により、全額一般会計繰入金(基準内繰入)を財源としている。なお、平成26年度までは、農業集落排水整備推進交付金も充当していたが、平成27年度からなくなっている。

類似団体と比べ、⑥汚水処理原価は低くなっており、⑤経費回収率については、平均を上回っている。汚水処理経費について、下水道使用料で賄えるように、収入増加やコスト削減に努める必要がある。

⑦施設利用率及び⑧水洗化率は、類似団体よりも高く、これは、整備が完了し、水洗化が進んでいる為であり、今後も維持向上を図っていく。

2. 老朽化の状況について

農業集落排水事業は、法非適用のため、①有形固定資産減価償却率、②管渠老朽化率は該当数値がない状況である。

当事業は、平成18年度から供用を開始し、まだ年数の経過が少ないことから、当面は、管渠の更新は発生しない見込である。

全体総括

農業集落排水事業について、収支においては、一般会計繰入金の割合が非常に大きくなっており、管理費に対する使用料収入の占める割合が低いため、今後においても厳しい収支状況が見込まれることから、収支状況を明確に把握するため、令和4年度から法適用へ移行する予定としており、令和7年度までに公共下水道事業との統合を検討している。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		(決算)	(決算)	(決算)										
収益的収入	1 総 収 益 (A)	57,925	58,234	58,330	59,051	59,115	59,180	59,245	59,309	59,377	59,440	59,507	58,285	
		(1) 営 業 収 益 (B)	8,912	8,475	8,982	9,032	9,082	9,132	9,183	9,233	9,284	9,334	9,386	9,437
		ア 料 金 収 入	8,912	8,475	8,982	9,032	9,082	9,132	9,183	9,233	9,284	9,334	9,386	9,437
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他												
	(2) 営 業 外 収 益	49,013	49,759	49,349	50,019	50,033	50,048	50,062	50,077	50,093	50,106	50,121	48,848	
		ア 他 会 計 繰 入 金	48,946	49,758	49,349	50,019	50,033	50,048	50,062	50,077	50,093	50,106	50,121	48,848
		イ そ の 他	67	1										
	2 総 費 用 (D)	29,045	39,128	27,479	26,970	26,449	25,916	25,369	24,810	24,239	23,651	23,052	22,445	
		(1) 営 業 費 用	19,048	29,719	18,554	18,658	18,763	18,868	18,974	19,079	19,186	19,293	19,401	19,509
		ア 職 員 給 与 費	3,669	4,338	3,824	3,846	3,869	3,891	3,914	3,937	3,961	3,984	4,008	4,032
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	15,379	25,381	14,730	14,812	14,894	14,977	15,059	15,142	15,225	15,308	15,392	15,476
		(2) 営 業 外 費 用	9,997	9,409	8,925	8,312	7,686	7,047	6,396	5,730	5,054	4,359	3,651	2,936
ア 支 払 利 息		9,997	9,409	8,925	8,312	7,686	7,047	6,396	5,730	5,054	4,359	3,651	2,936	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		28,880	19,106	30,852	32,080	32,666	33,264	33,875	34,500	35,138	35,789	36,454	35,839	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	467	6,659	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	
		(1) 地 方 債		5,900										
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金												
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
		(6) 工 事 負 担 金	467	759	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	29,182	29,771	30,372	31,641	32,266	32,905	33,557	34,222	34,901	35,594	36,301	35,728	
		(1) 建 設 改 良 費												
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	29,182	29,771	30,372	31,641	32,266	32,905	33,557	34,222	34,901	35,594	36,301	35,728
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 28,715	△ 23,112	△ 30,072	△ 31,341	△ 31,966	△ 32,605	△ 33,257	△ 33,922	△ 34,601	△ 35,294	△ 36,001	△ 35,428		

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	165	△ 4,006	780	740	699	659	618	578	537	495	453	411
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	3,841	4,006		780	1,519	2,219	2,878	3,496	4,074	4,611	5,106	5,559
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	4,006		780	1,519	2,219	2,878	3,496	4,074	4,611	5,106	5,559	5,970
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒字 (P)	4,006		780	1,519	2,219	2,878	3,496	4,074	4,611	5,106	5,559	5,970
(N)-(O)	赤字 (Q)												
赤 字 比 率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	99.5	84.5	100.8	100.8	100.7	100.6	100.5	100.5	100.4	100.3	100.3	100.2
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	8,912	8,475	8,982	9,032	9,082	9,132	9,183	9,233	9,284	9,334	9,386	9,437
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)												
健全化法施行規則6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	470,238	446,367	415,995	384,355	352,088	319,183	285,626	251,404	216,503	180,909	144,608	108,880

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支分		48,946	49,758	49,349	50,019	50,033	50,048	50,062	50,077	50,093	50,106	50,121	48,848
うち基準内繰入金		41,014	41,014	41,849	42,519	42,533	42,548	42,562	42,577	42,593	42,606	42,621	41,348
うち基準外繰入金		7,932	8,744	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
資本的収支分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
合 計		48,946	49,758	49,349	50,019	50,033	50,048	50,062	50,077	50,093	50,106	50,121	48,848